

しあわせ共感
安心のまち
つるがしま
の実現に向けて

令和2年度からスタートした「第6次鶴ヶ島市総合計画」。
市の将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」の
実現に向けた取組などをお知らせします！

小学校の空調設備を更新しました

今回空調設備を更新したのは・・・

- 新町小学校
- 杉下小学校
- 長久保小学校

近年、夏季の猛暑、感染症対策のための換気など、子ども達を取り巻く環境
は年々厳しくなっています。

児童の学習環境の向上を図るため、老朽化による不具合が多かった市内小学
校3校の空調設備を更新しました。

快適な環境で、勉強に、学級活動に、楽しい学校生活を過ごしてください。



住宅の耐震診断・耐震改修に 補助金を交付します

問合先 都市計画課開発建築担当

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間を 延長します

問合先 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

**6月30日まで適用期間が延長
になりました**

国民健康保険や後期高齢者
医療保険に加入している方
で、次の要件を満たす方に傷
病手当金を支給しています。

・新型コロナウイルス感染症
に感染または発熱などの症状
があり、新型コロナウイルス
感染症への感染が疑われ、そ
の療養のため仕事を休んだ方
・勤務先から給与などの支払
いを受けている方で、療養の
ため仕事を休んだ期間の給与
などが支給されない方

※ 給与収入の全部または一
部の支払いを受けている間
は、傷病手当金を支給できま
せん。なお、その給与収入
が、傷病手当金より少ないと
きは、差額を支給します

対象

・昭和56年5月31日以前に着
工された木造2階建て以下の
戸建住宅または兼用住宅
※ 耐震改修は、耐震診断に
よる安全性評価が1.0未満
の建築物

補助金額(予算の範囲内)

・耐震診断 費用の2分の1

適用期間

・令和2年1月1日から令和
4年6月30日の間で療養のた
め連続して仕事を休んだ期間
のうち4日目以降(入院が継
続する場合は、最長1年6か
月まで)

申請方法

事前に電話でお問い合わせ
ください。

なお、医師の証明(医療機
関を受診した場合のみ)や事
業主の証明書が必要となりま
す。



後期高齢者
医療保険



国民健康保険

で上限5万円

・耐震改修 費用の100分
の23で上限20万円

着手前にお問い合わせを！

補助金の交付には条件があ
りますので、必ず耐震診断・
耐震改修の実施前にお問い合
わせください。すでに着手さ
れた方は補助対象外です。

国民健康保険税の税率などを改正します

問合先 保険年金課国民健康保険担当

別表 令和4年度国民健康保険税税率改正

医療分 (0歳～74歳)	改正前	改正後	比較
所得割額	7.4%	7.4%	変更なし
均等割額	1万7000円	2万1000円	+ 4000円
世帯課税限度額	63万円	63万円	変更なし
後期分 (0歳～74歳)	改正前	改正後	比較
所得割額	1.6%	1.6%	変更なし
均等割額	1万円	1万1000円	+ 1000円
世帯課税限度額	19万円	19万円	変更なし
介護分 (40歳～64歳)	改正前	改正後	比較
所得割額	1.2%	1.5%	+ 0.3%
均等割額	1万円	1万1000円	+ 1000円
世帯課税限度額	17万円	17万円	変更なし

令和4年度からの保険税率など
国民健康保険は、加入している方が病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられるよう保険税を負担し合い、お互いに支え合う医療保険制度です。
平成30年度からは県が国民健康保険制度の運営主体となり、市町村は県から示された標準保険税率を参考に、国民健康保険事業費納付金を納めるための財源となる国民健康保険税の税率などを決定することとなりました。
また、県が定めた国保運営方針（第2期）では、令和9年度に県内の国民健康保険税の水準をおおむね統一する予定です。

本市の国民健康保険財政はこの数年間、毎年赤字ですが、被保険者の方の負担増を抑えるため、財政調整基金や一般会計からの繰入金で不足分に充てることで、税率を変更することなく運営してまいりました。
しかし、近年は一人当たり保険給付費の増加などにより、県に納める国民健康保険事業費納付金が毎年増加し、その一方で財政調整基金残高の減少、一般会計からの繰入金の削減で、大変厳しい財政状況が続いています。

このようなことから、今後も健全に国民健康保険を運営するため、別表のとおり税率の改正が必要となりました。国民健康保険加入者の皆さんの負担が増加することになりますが、今後とも国民健康保険の運営にご理解・ご協力をお願いいたします。
未就学児の均等割額の軽減額の拡充
令和4年度以降の国民健康保険税について、子育て世帯への経済

的負担の軽減から、国民健康保険に加入している未就学児の均等割保険税の5割を軽減します。
世帯の総所得金額などの合計金額が一定以下の場合に適用される軽減措置を受ける世帯の未就学児については、世帯の所得に応じた7割・5割・2割の軽減をした後の均等割保険税額から5割を軽減します。
改正後の税率で計算した令和4年度の国民健康保険税納税通知書は、7月上旬に発送します。

税率改正に伴うケース別試算および現行税率との比較

ケース1 30歳夫婦・未就学児2人の4人家族【収入】夫のみ給与収入400万円

	改正前	改正後	比較 (年額)	1期当たりの増額 (全8期)
医療分	22万3400円	23万5400円	1万2000円	1500円
後期分	6万7200円	7万 200円	3000円	375円
介護分	-	-	-	-
計	29万 600円	30万5600円	1万5000円	1875円

ケース2 45歳夫婦・中学生2人の4人家族【収入】夫のみ給与収入500万円

	改正前	改正後	比較 (年額)	1期当たりの増額 (全8期)
医療分	29万9600円	31万5600円	1万6000円	2000円
後期分	9万円	9万4000円	4000円	500円
介護分	5万7500円	6万8900円	1万1400円	1425円
計	44万7100円	47万8500円	3万1400円	3925円

ケース3 65歳夫婦2人家族【収入】夫年金収入150万円、妻年金収入65万円

	改正前	改正後	比較 (年額)	1期当たりの増額 (全8期)
医療分	1万 200円	1万2600円	2400円	300円
後期分	6000円	6600円	600円	75円
介護分	-	-	-	-
計	1万6200円	1万9200円	3000円	375円

公務員の方の児童手当

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

令和4年4月1日付けで公務員になった方、公務員を退職される方、独立行政法人に出向される方は、手続きが必要になります。必ず4月30日(出)までに手続きを行ってください。手続きが遅れ、過払いになった場合は、返還していただく必要があります。

- 市での手続き
- 1 認定請求手続き
受給者本人の健康保険証、受給者名義の口座(銀行名・支店名・口座番号)が分かるもの、マイナンバーが分かるもの(個人番号カード、通知カードなど)
- 2 消滅手続き
持ち物はありません。
- 勤務先での手続き
勤務先でご確認ください。

令和4年度国民年金保険料の前納について

問合せ先 保険年金課国民年金担当

令和4年4月からの国民年金保険料は、月額1万6590円です。日本年金機構から送付される納付書には、6か月および1年前納用も同封されています。国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引きが適用されお得です。

※ 口座振替、クレジットカードによる令和4年4月からの前納は、令和4年2月末日で受付を終了しました

現金(納付書)による2年前納を希望される方は年金事務所にお申し出ください。申請書をお送りします。

また、日本年金機構のホームページから申請書をダウンロードできます。

納付書での前納の場合

区分	保険料額	割引額
6か月前納	9万8730円	810円
1年前納	19万5550円	3530円
2年前納	38万2780円	1万4540円



日本年金機構 HPはこちら

障害者手当などのお知らせ

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

- 市では、次のような手当の支給を行っています。①②③の手当の申請については、専用の診断書の提出が必要です。
- ① 特別障害者手当
対象 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある方。ただし、施設に入所中の方、3か月以上継続して病院または診療所に入院している方は、受けられません。
- ② 障害児福祉手当
対象 20歳未満で身体障害者手帳1級、2級の一部、療育手帳Aを持っている方。ただし、施設に入所中の方は、受けられません。
- ③ 特別児童扶養手当
対象 20歳未満で障害の程度がおおむね身体障害者手帳1級、3級、4級の一部、療育手帳A、B、精神障害者保健給付金A、B、精神障害者保健給付金C、D、療育手帳A、B、療育手帳C、D、療育手帳E、療育手帳F、療育手帳G、療育手帳H、療育手帳I、療育手帳J、療育手帳K、療育手帳L、療育手帳M、療育手帳N、療育手帳O、療育手帳P、療育手帳Q、療育手帳R、療育手帳S、療育手帳T、療育手帳U、療育手帳V、療育手帳W、療育手帳X、療育手帳Y、療育手帳Z、療育手帳AA、療育手帳AB、療育手帳AC、療育手帳AD、療育手帳AE、療育手帳AF、療育手帳AG、療育手帳AH、療育手帳AI、療育手帳AJ、療育手帳AK、療育手帳AL、療育手帳AM、療育手帳AN、療育手帳AO、療育手帳AP、療育手帳AQ、療育手帳AR、療育手帳AS、療育手帳AT、療育手帳AU、療育手帳AV、療育手帳AW、療育手帳AX、療育手帳AY、療育手帳AZ、療育手帳BA、療育手帳BB、療育手帳BC、療育手帳BD、療育手帳BE、療育手帳BF、療育手帳BG、療育手帳BH、療育手帳BI、療育手帳BJ、療育手帳BK、療育手帳BL、療育手帳BM、療育手帳BN、療育手帳BO、療育手帳BP、療育手帳BQ、療育手帳BR、療育手帳BS、療育手帳BT、療育手帳BU、療育手帳BV、療育手帳BW、療育手帳BX、療育手帳BY、療育手帳BZ、療育手帳CA、療育手帳CB、療育手帳CC、療育手帳CD、療育手帳CE、療育手帳CF、療育手帳CG、療育手帳CH、療育手帳CI、療育手帳CJ、療育手帳CK、療育手帳CL、療育手帳CM、療育手帳CN、療育手帳CO、療育手帳CP、療育手帳CQ、療育手帳CR、療育手帳CS、療育手帳CT、療育手帳CU、療育手帳CV、療育手帳CW、療育手帳CX、療育手帳CY、療育手帳CZ、療育手帳DA、療育手帳DB、療育手帳DC、療育手帳DD、療育手帳DE、療育手帳DF、療育手帳DG、療育手帳DH、療育手帳DI、療育手帳DJ、療育手帳DK、療育手帳DL、療育手帳DM、療育手帳DN、療育手帳DO、療育手帳DP、療育手帳DQ、療育手帳DR、療育手帳DS、療育手帳DT、療育手帳DU、療育手帳DV、療育手帳DW、療育手帳DX、療育手帳DY、療育手帳DZ、療育手帳EA、療育手帳EB、療育手帳EC、療育手帳ED、療育手帳EE、療育手帳EF、療育手帳EG、療育手帳EH、療育手帳EI、療育手帳EJ、療育手帳EK、療育手帳EL、療育手帳EM、療育手帳EN、療育手帳EO、療育手帳EP、療育手帳EQ、療育手帳ER、療育手帳ES、療育手帳ET、療育手帳EU、療育手帳EV、療育手帳EW、療育手帳EX、療育手帳EY、療育手帳EZ、療育手帳FA、療育手帳FB、療育手帳FC、療育手帳FD、療育手帳FE、療育手帳FF、療育手帳FG、療育手帳FH、療育手帳FI、療育手帳FJ、療育手帳FK、療育手帳FL、療育手帳FM、療育手帳FN、療育手帳FO、療育手帳FP、療育手帳FQ、療育手帳FR、療育手帳FS、療育手帳FT、療育手帳FU、療育手帳FV、療育手帳FW、療育手帳FX、療育手帳FY、療育手帳FZ、療育手帳GA、療育手帳GB、療育手帳GC、療育手帳GD、療育手帳GE、療育手帳GF、療育手帳GG、療育手帳GH、療育手帳GI、療育手帳GJ、療育手帳GK、療育手帳GL、療育手帳GM、療育手帳GN、療育手帳GO、療育手帳GP、療育手帳GQ、療育手帳GR、療育手帳GS、療育手帳GT、療育手稿GU、療育手帳GV、療育手帳GW、療育手帳GX、療育手帳GY、療育手帳GZ、療育手帳HA、療育手帳HB、療育手帳HC、療育手帳HD、療育手帳HE、療育手帳HF、療育手帳HG、療育手帳HH、療育手帳HI、療育手帳HJ、療育手帳HK、療育手帳HL、療育手帳HM、療育手帳HN、療育手帳HO、療育手帳HP、療育手帳HQ、療育手帳HR、療育手帳HS、療育手帳HT、療育手帳HU、療育手帳HV、療育手帳HW、療育手帳HX、療育手帳HY、療育手帳HZ、療育手帳IA、療育手帳IB、療育手帳IC、療育手帳ID、療育手帳IE、療育手帳IF、療育手帳IG、療育手帳IH、療育手帳II、療育手帳IJ、療育手帳IK、療育手帳IL、療育手帳IM、療育手帳IN、療育手帳IO、療育手帳IP、療育手帳IQ、療育手帳IR、療育手帳IS、療育手帳IT、療育手帳IU、療育手帳IV、療育手帳IW、療育手帳IX、療育手帳IY、療育手帳IZ、療育手帳JA、療育手帳JB、療育手帳JC、療育手帳JD、療育手帳JE、療育手帳JF、療育手帳JG、療育手帳JH、療育手帳JI、療育手帳JJ、療育手帳JK、療育手帳JL、療育手帳JM、療育手帳JN、療育手帳JO、療育手帳JP、療育手帳JQ、療育手帳JR、療育手帳JS、療育手帳JT、療育手帳JU、療育手帳JV、療育手帳JW、療育手帳JX、療育手帳JY、療育手帳JZ、療育手帳KA、療育手帳KB、療育手帳KC、療育手帳KD、療育手帳KE、療育手帳KF、療育手帳KG、療育手帳KH、療育手帳KI、療育手帳KJ、療育手帳KK、療育手帳KL、療育手帳KM、療育手帳KN、療育手帳KO、療育手帳KP、療育手帳KQ、療育手帳KR、療育手帳KS、療育手帳KT、療育手帳KU、療育手帳KV、療育手帳KW、療育手帳KX、療育手帳KY、療育手帳KZ、療育手帳LA、療育手帳LB、療育手帳LC、療育手帳LD、療育手帳LE、療育手帳LF、療育手帳LG、療育手帳LH、療育手帳LI、療育手帳LJ、療育手帳LK、療育手帳LL、療育手帳LM、療育手帳LN、療育手帳LO、療育手帳LP、療育手帳LQ、療育手帳LR、療育手帳LS、療育手帳LT、療育手帳LU、療育手帳LV、療育手帳LW、療育手帳LX、療育手帳LY、療育手帳LZ、療育手帳MA、療育手帳MB、療育手帳MC、療育手帳MD、療育手帳ME、療育手帳MF、療育手帳MG、療育手帳MH、療育手帳MI、療育手帳MJ、療育手帳MK、療育手帳ML、療育手帳MM、療育手帳MN、療育手帳MO、療育手帳MP、療育手帳MQ、療育手帳MR、療育手帳MS、療育手帳MT、療育手帳MU、療育手帳MV、療育手帳MW、療育手帳MX、療育手帳MY、療育手帳MZ、療育手帳NA、療育手帳NB、療育手帳NC、療育手帳ND、療育手帳NE、療育手帳NF、療育手帳NG、療育手帳NH、療育手帳NI、療育手帳NJ、療育手帳NK、療育手帳NL、療育手帳NM、療育手帳NN、療育手帳NO、療育手帳NP、療育手帳NQ、療育手帳NR、療育手帳NS、療育手帳NT、療育手帳NU、療育手帳NV、療育手帳NW、療育手帳NX、療育手帳NY、療育手帳NZ、療育手帳OA、療育手帳OB、療育手帳OC、療育手帳OD、療育手帳OE、療育手帳OF、療育手帳OG、療育手帳OH、療育手帳OI、療育手帳OJ、療育手帳OK、療育手帳OL、療育手帳OM、療育手帳ON、療育手帳OO、療育手帳OP、療育手帳OQ、療育手帳OR、療育手帳OS、療育手帳OT、療育手帳OU、療育手帳OV、療育手帳OW、療育手帳OX、療育手帳OY、療育手帳OZ、療育手帳PA、療育手帳PB、療育手帳PC、療育手帳PD、療育手帳PE、療育手帳PF、療育手帳PG、療育手帳PH、療育手帳PI、療育手帳PJ、療育手帳PK、療育手帳PL、療育手帳PM、療育手帳PN、療育手帳PO、療育手帳PP、療育手帳PQ、療育手帳PR、療育手帳PS、療育手帳PT、療育手帳PU、療育手帳PV、療育手帳PW、療育手帳PX、療育手帳PY、療育手帳PZ、療育手帳QA、療育手帳QB、療育手帳QC、療育手帳QD、療育手帳QE、療育手帳QF、療育手帳QG、療育手帳QH、療育手帳QI、療育手帳QJ、療育手帳QK、療育手帳QL、療育手帳QM、療育手帳QN、療育手帳QO、療育手帳QP、療育手帳QQ、療育手帳QR、療育手帳QS、療育手帳QT、療育手帳QU、療育手帳QV、療育手帳QW、療育手帳QX、療育手帳QY、療育手帳QZ、療育手帳RA、療育手帳RB、療育手帳RC、療育手帳RD、療育手帳RE、療育手帳RF、療育手帳RG、療育手帳RH、療育手帳RI、療育手帳RJ、療育手帳RK、療育手帳RL、療育手帳RM、療育手帳RN、療育手帳RO、療育手帳RP、療育手帳RQ、療育手帳RR、療育手帳RS、療育手帳RT、療育手帳RU、療育手帳RV、療育手帳RW、療育手帳RX、療育手帳RY、療育手帳RZ、療育手帳SA、療育手帳SB、療育手帳SC、療育手帳SD、療育手帳SE、療育手帳SF、療育手帳SG、療育手帳SH、療育手帳SI、療育手帳SJ、療育手帳SK、療育手帳SL、療育手帳SM、療育手帳SN、療育手帳SO、療育手帳SP、療育手帳SQ、療育手帳SR、療育手帳SS、療育手帳ST、療育手帳SU、療育手帳SV、療育手帳SW、療育手帳SX、療育手帳SY、療育手帳SZ、療育手帳TA、療育手帳TB、療育手帳TC、療育手帳TD、療育手帳TE、療育手帳TF、療育手帳TG、療育手帳TH、療育手帳TI、療育手帳TJ、療育手帳TK、療育手帳TL、療育手帳TM、療育手帳TN、療育手帳TO、療育手帳TP、療育手帳TQ、療育手帳TR、療育手帳TS、療育手帳TT、療育手帳TU、療育手帳TV、療育手帳TW、療育手帳TX、療育手帳TY、療育手帳TZ、療育手帳UA、療育手帳UB、療育手帳UC、療育手帳UD、療育手帳UE、療育手帳UF、療育手帳UG、療育手帳UH、療育手帳UI、療育手帳UJ、療育手帳UK、療育手帳UL、療育手帳UM、療育手帳UN、療育手帳UO、療育手帳UP、療育手帳UQ、療育手帳UR、療育手帳US、療育手帳UT、療育手帳UU、療育手帳UV、療育手帳UW、療育手帳UX、療育手帳UY、療育手帳UZ、療育手帳VA、療育手帳VB、療育手帳VC、療育手帳VD、療育手帳VE、療育手帳VF、療育手帳VG、療育手帳VH、療育手帳VI、療育手帳VJ、療育手帳VK、療育手帳VL、療育手帳VM、療育手帳VN、療育手帳VO、療育手帳VP、療育手帳VQ、療育手帳VR、療育手帳VS、療育手帳VT、療育手帳VU、療育手帳VV、療育手帳VW、療育手帳VX、療育手帳VY、療育手帳VZ、療育手帳WA、療育手帳WB、療育手帳WC、療育手帳WD、療育手帳WE、療育手帳WF、療育手帳WG、療育手帳WH、療育手帳WI、療育手帳WJ、療育手帳WK、療育手帳WL、療育手帳WM、療育手帳WN、療育手帳WO、療育手帳WP、療育手帳WQ、療育手帳WR、療育手帳WS、療育手帳WT、療育手帳WU、療育手帳WV、療育手帳WW、療育手帳WX、療育手帳WY、療育手帳WZ、療育手帳XA、療育手帳XB、療育手帳XC、療育手帳XD、療育手帳XE、療育手帳XF、療育手帳XG、療育手帳XH、療育手帳XI、療育手帳XJ、療育手帳XK、療育手帳XL、療育手帳XM、療育手帳XN、療育手帳XO、療育手帳XP、療育手帳XQ、療育手帳XR、療育手帳XS、療育手帳XT、療育手帳XU、療育手帳XV、療育手帳XW、療育手帳XX、療育手帳XY、療育手帳XZ、療育手帳YA、療育手帳YB、療育手帳YC、療育手帳YD、療育手帳YE、療育手帳YF、療育手帳YG、療育手帳YH、療育手帳YI、療育手帳YJ、療育手帳YK、療育手帳YL、療育手帳YM、療育手帳YN、療育手帳YO、療育手帳YP、療育手帳YQ、療育手帳YR、療育手帳YS、療育手帳YT、療育手帳YU、療育手帳YV、療育手帳YW、療育手帳YX、療育手帳YY、療育手帳YZ、療育手帳ZA、療育手帳ZB、療育手帳ZC、療育手帳ZD、療育手帳ZE、療育手帳ZF、療育手帳ZG、療育手帳ZH、療育手帳ZI、療育手帳ZJ、療育手帳ZK、療育手帳ZL、療育手帳ZM、療育手帳ZN、療育手帳ZO、療育手帳ZP、療育手帳ZQ、療育手帳ZR、療育手帳ZS、療育手帳ZT、療育手帳ZU、療育手帳ZV、療育手帳ZW、療育手帳ZX、療育手帳ZY、療育手帳ZZ



- ④ 在宅重度心身障害者手当
対象 65歳未満(現在受給中の方は65歳以上も含む)で身体障害者手帳が1・2級、療育手帳A・Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方(特別障害者手当、障害児福祉手当および経過措置による福祉手当の受給者、特別養護老人ホームなどの施設入所者は除きます)
- 手当額 月額5000円
- ※ 市県民税が課せられている方は、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当が支給停止となります
- 健福祉手帳1・2級の一部の障害児の養育者。ただし、障害児が施設入所中の方は、受けられません。
- 手当額 重度(手当1級)月額5万2400円、中度(手当2級)月額3万4900円
- ※ 所得制限があります

4月1日から市の組織が変わります

問合先 政策推進課政策担当



☎ 227・9522

新設します。

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策に対応する「感染症対策課」を

設置(保健センター内)

◆健康部 感染症対策課の設置(保健センター内)

◆健康福祉部を福祉部・健康部の2部へ再編

「企業立地課」を新設します。

◆都市整備部 企業立地課の設置(市役所2階)

企業誘致事業に対応する「企業立地課」を新設します。

◆都市整備部 企業立地課の設置(市役所2階)

これまで市民生活部安心安全推進課が担当していた防災部門が独立し、危機管理に対応する「危機管理課」を新設します。これにより、「安心安全推進課」を廃止します。

◆総務部 危機管理課の設置(市役所3階)

◆総務部 危機管理課の設置(市役所3階)

受付窓口が変わります

○交通安全・防犯関係(交通安全共済など)

↓生活環境課(市役所2階)

○子ども・大人の予防接種関係など(新型コロナワクチン接種など)

↓感染症対策課(保健センター内)

○特定健康診査、後期高齢者健康診査、特定保健指導

↓保険年金課(市役所1階)

一部担当窓口が変更になりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

問合先 保険年金課国民年金担当

国民年金第1号被保険者が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納めた期間として扱われるため将来の受給額に反映されます。

産前産後期間は保険料が免除されますが、付加保険料(400円)は納付することができます。

また、すでに保険料を前納された場合、産前産後期間の保険料は還付となります。

※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)

対象者

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

※ 第2号被保険者(厚生年金加入者)は勤務先へお申し出ください

免除期間

・出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

・多胎妊娠の場合は、出産予

定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

申請窓口

市役所保険年金課(郵送可)

出産予定日の6か月前から申請可能です。※1

出産日前に届書を提出する場合には、母子健康手帳などをお持ちください。※2

また、出産後に提出する場合合は不要です。

ただし、被保険者と子が別世帯の場合には、出産日などを明らかにする書類が必要です。

※1 届出用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードするか、保険年金課窓口でお渡しします



日本年金機構HP

※2 郵送の場合は出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください



「学生納付特例制度」の申請はお済みですか？

問合先 保険年金課国民年金担当

【学生納付特例に関するQ&A】

Q 2月で20歳になり、納付書が届きましたが未払いのままです。これから学生納付特例の申請はできますか？

A 学生納付特例は2年1か月までさかのぼって申請することができます。しかし、申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害年金を受けられなくなる場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

Q 学生納付特例は一度申請すれば卒業するまで継続しますか？

A 年度ごとに申請する必要があります。令和3年度に学生納付特例を承認された方で令和4年度中も在学予定の方には、日本年金機構から送付されるハガキ形式の申請書を返送することでも申請ができます。

Q 学校が変わったときもハガキ形式の申請書で手続きできますか？

A 大学院に進学する場合や短期大学から4年制大学に編入する場合など学校が変わったときは、ハガキ形式の申請書では手続きできません。

Q 学生ではなくなったときはどうなりますか？

A 卒業などで学生ではなくなった国民年金に加入している場合、学生納付特例は終了します。また、収入がなく、国民年金保険料を納めることが難しいときは、国民年金保険料を免除または猶予する制度があります。市役所または年金事務所へ申請書を提出してください。また、郵送による提出もできますのでご利用ください。

Q 3月で卒業し、4月から勤務先で厚生年金に加入しましたが、納付書が届きました。手続きする必要がありますか？

A 市役所などへの届出は必要ありません。納付書は行き違いにより届いたものですので、納付せず破棄してください。

Q 追納の手続きはどのようにすればよいのですか？

A 国民年金保険料追納申込書に必要事項を記入し、年金事務所に申請すると、後日追納用の納付書が届きますので、金融機関やコンビニなどで納めてください。

なお、国民年金保険料追納申込書の取得方法は、以下のいずれかのとおりです。

- ・年金事務所へ電話して取り寄せる。
- ・日本年金機構のホームページからダウンロードする。
- ・市役所保険年金課窓口で受け取る。

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の学生や自営業などの方は、国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。ただし、学生については納付が困難な場合、本人の前年所得が基準以下であれば、保険料の納付義務が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度は承認されると納付猶予となった期間が年金の受給資格期間(※)に含まれることとなりますので、将来への大切な備えとなります。また、納付猶予となった期間は将来の年金額には反映されませんが、猶予された期間の保

険料は、承認されてから10年以内に納付(追納)することによって、将来受け取る年金額に反映させることができます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

なお、納付した保険料は所得税、住民税の社会保険料控除対象となります。

※ 将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な保険料納付済期間など(10年以上)のこ

対象者	大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在籍している学生 ※ 所得が128万円＋扶養親族数×38万円＋社会保険料控除などを計算した額以下である方		
申請方法	年度ごとに市役所または年金事務所の窓口で申請書を提出 ※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、郵送による申請書の提出もご利用ください		
申請に必要なもの	①本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど) ※ 代理人が来る場合は代理人の本人確認書類(別世帯の代理人の場合は委任状も必要です) ②基礎年金番号通知書または年金手帳 ③申請年度に有効な学生証(両面コピー可)または在学証明書(原本) ④申請書(市役所保険年金課窓口にあります。または日本年金機構のホームページからダウンロードできます)		
学生納付特例	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
	○	×	○



日本年金機構HP「学生のみなさまへ」

若葉駅前出張所の業務を案内します

問合先 若葉駅前出張所 ☎272・5611、パスポートコーナー ☎272・5622

【行政サービスコーナー】

業務日・時間 月～金曜日

9時～17時30分（木曜日のみ21時まで・マイナンバーカードの交付は20時まで）

取扱業務 ○住民票の写し

（除票）、印鑑登録・印鑑証明、戸籍証明・課税（非課税・所得）証明書の発行

○住民異動届の受付

○マイナンバーカードの申請支援・交付、電子証明書の発行・更新（申請は土・日曜日9時～17時30分まで可）

★各種証明書（戸籍証明を除く）の予約受取が可能

受取時間 土・日曜日、祝日

9時～17時30分

対象 本人と同一世帯の方

（委任状の対応不可）

予約方法 事前に若葉駅前出

【パスポートコーナー】

対象 市内に住居登録のある方、または居所のある方

申請 月～金曜日9時～16時30分

市民活動推進センターを廃止しました

市民活動推進センターは、3月31日で廃止となりました。印刷機・大型プリンターは引き続き利用できます。

○つるバス・つるワゴン特別乗車証の申請・交付、子育て応援フリーパス

○こども医療費助成金支給申請書受付

○国民健康保険高額療養費支給申請書受付

○市町村交通災害共済の加入手続

※

内容によっては取り扱いできないこともあります。詳細は、お問い合わせください

張所へ電話予約。予約は同一週

の受付とし、月～金曜日の17時30分までにお願

いします（月曜日が祝日の場合は前の週に予約を受付けま

す）。

交付

月・火・水・金曜日9時～17時30分、木曜日9時～21時、日曜日9時～17時30分

市民活動の支援に関する業務は、各市民センターが引き継ぎます。

「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」を策定しました

問合先 女性センター ☎287・4755

男女共同参画社会の実現に向け、皆さんが自らできることを実践してみてください

市では、令和4年3月に「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」を策定しました。この計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間の男女共同参画に関する施策を、総合的に実施するための行動計画です。

この計画に基づき、すべての方々とともに、「人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまち」を目指し、男女共同参画を進めていきます。

市民の皆さんも、自分ができることを考え、行動していきましょう。

4つの基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本目標Ⅱ 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」基本目標Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現

「鶴ヶ島市DV対策基本計画」基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実

【前計画との違い】

第6次プランは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとした社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、必要な取組を加えました。

・コロナ禍の影響を受けた女性への支援（就業支援、DVへの対応、生理の貧困への対応など）

・パートナーシップ制度の創設に向けた性の多様性に対する理解促進

・家事・育児・介護などを担うケアラーの支援



監査委員は市の事務をチェックします

問合先 監査委員事務局

種 類	事 務 の 内 容	予 定
例月出納検査	会計管理者の行う出納事務が適正に行われているかを検査します	毎 月
定 例 監 査	各課の財務会計事務を中心として、その執行が適正に行われているかを監査します	10～2月
工 事 監 査	定例監査の一環として、請負契約の金額が原則1000万円以上となる工事の中から監査を実施します	随 時
財政援助団体などに対する監査	市が財政的援助を行っている団体または市の施設の管理運営を委託している指定管理者に対し、補助金や委託金が適正に使用されているかなどを監査します	10・11月
決 算 審 査	一般会計および特別会計（国民健康保険特別会計など）の歳入歳出決算について、審査します	6・7月
基金運用状況審査	決算審査に併せ、定額の資金を運用する基金について、その運用状況を審査します	6月
財政健全化審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）およびその資料が適正に算定されているかを審査します	8月

監査制度の目的は、市の財務会計事務や事務事業の執行が、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを監査し、その結果を公表することにより、行財政運営の健全性と透明性を確保し、市民福祉の増進と市政への信頼確保に努めることにあります。

監査委員は、地方自治法の規定に基づく必置機関で、その法定数は原則2人と定められています。

監査の種類は、監査計画を定めて行う監査と市民の請求、議会や市長の要求などにより行う監査があります。

※ 監査結果は、随時、ホームページに掲載します

春の全国交通安全運動を実施します

問合先 生活環境課交通安全・防犯担当

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故を防止するため、春の全国交通安全運動を実施します。

4月は新生活の始まる季節です。どこか気持ちが慌ただしくなり、気がそれてしまいがちです。焦りや不安は、事故を引き起こす大きな要因となります。自分自身を交通事故から守るために、時間と心に余裕を持ち、交通ルールとマナーを必ず守りましょう。

「ちよつとスマホの画面をみるだけだから…」、「カーナビで確認するだけだから…」という過信から生まれる「ながら運転」は非常に危険です。

ながら運転とは、運転中にスマートフォン（携帯電話）やカーナビを注視・操作することなどの総称で、道路交通法によって禁止されています。

自動車だけでなく、バイクや原動機付自転車なども含まれます。

ながら運転が原因で多くの事故が発生しており、重大な事故につながる可能性が極めて高い危険な行為です。前方を見ないまま走れば、歩行者



や停止車両が目に入ったときにブレーキが間に合わなくなるだけでなく、前方をしつかりと確認している場合と比べてブレーキのタイミングも遅くなるため、速いスピードで衝突する可能性も高く、重大な事故を招きます。

カーナビやスマートフォンは車を安全な場所に止めて操作を行うことを徹底しましょう。スマートフォンは、運転前に電源を切ったり、ドライブモードに設定したりするなどし、呼出音が鳴らないようにすることも、ながら運転を予防することにつながります。

実施期間
4月6日(水)から15日(金)まで

市運動重点
ながら運転による交通事故防止

街頭指導
日時 4月7日(木)14時～
場所 ワカバウォーク